

『愛知県の特定（産業別）最低賃金改正のお知らせ』
～12月16日から発効します～

愛知県内の特定（産業別）の産業に適用される7業種の特定（産業別）最低賃金について、平成23年12月16日から改正された金額が発効します。

このため、既に10月7日に改正されている「愛知県最低賃金」と併せ、愛知県の最低賃金（時間額）は、次のとおりとなります。

最低賃金名	時間額	発効日
-------	-----	-----

（地域最低賃金）

愛知県最低賃金	750円	平成23年 10月7日
---------	-------------	------------------------

（特定（産業別）最低賃金）

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金	868円	平成23年 12月16日
愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	843円	
愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	808円	
愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金	848円	
愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金	797円	
愛知県各種商品小売業最低賃金	788円	
愛知県自動車（新車）小売業最低賃金	830円	
<p>（注）従来の「愛知県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金」を分離して新設したもの。 したがって「自動車部分品・附属品小売業」の最低賃金については平成19年12月16日発効の時間額800円が据え置きになります。</p>		